

アマニコアウトリガーカヌークラブ会則

[定 義]

第 1 条

本会則によって定める条項は「アマニコアウトリガーカヌークラブ」(以下本クラブという)に適用されるものとする。

[目 的]

第 2 条

本クラブは本会則に則り、本クラブ会員がクラブが管理する施設及び用具を利用し、技術力の向上、心身の育成、健康維持及び会員相互の親睦並びに海洋スポーツの振興を図ることを目的とする。

[活 動]

第 3 条

- ① 本クラブの全体活動は、リーダーと会員で決めた日時で行う。活動内容は、6人乗りアウトリガーカヌー、1人乗りアウトリガーカヌーの活動の他、SUP、サーフスキー、サーフィン等の海洋スポーツ全般とし、技術向上とそれによる心身の育成及び健康維持等を目指して活動を行うものとする。
- ② 個人活動は、各個人が自由な時間で行えるものとする。個人活動における活動種目は限定せず、アウトリガーカヌー、SUP、サーフスキー、サーフィン等の海洋スポーツ全般の技術向上とそれによる心身の育成及び健康維持等を目指すものとする。
- ③ 個人活動において、本クラブの所有・管理する施設及び用具を使用する場合は、LIME等で本クラブ会員に活動開始及び終了の周知を行う事とする。ただし、個人の用具を使用して活動を行う場合はこの通りでない。

[管理運営]

第 4 条

本クラブの全ての施設は「結人株式会社」(以下会社という)が管理し、管理運営にあたる事務所を鹿児島県奄美市名瀬朝仁町 11-2 におく。

[会員制度]

第 5 条

本クラブは会員制とする。

- 本クラブに入会しようとする者は、本会則を承認し入会書を提出しなければならない。
- 会員の本クラブが管理する諸施設の利用範囲、条件及び特典については別に定める。

[入会資格]

第 6 条

本クラブの入会資格は以下の通りとする。

- ①心身ともに健康である者
- ②第 18 条各号に該当しない者

[会員資格]

第 7 条

本クラブへの入会を希望する者は、入会書を提出し合意した期日から会員資格を取得するものとする。

[未成年者の取扱い]

第 8 条

未成年者が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で、申し込むものとする。なお、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

[会員資格譲渡等の禁止]

第 9 条

本クラブの会員資格は、本会則に別段の定めのある場合を除き会員に専属するものとし、他に譲渡、貸与等の処分をすることはできない。

[会費]

第 10 条

会費は月額 6,000 円とする。

[ビジター等]

第 11 条

会社は会員の同伴により会員以外の者（以下ビジターという）、本クラブの入会を検討している者、その他会社が認めた者に、本クラブが管理する諸施設を利用させることができる。

- ビジターは、別に定める練習参加費を支払うものとする。

[諸規則の遵守]

第 12 条

会員は本クラブが管理する諸施設利用にあたり、本会則、その他諸規則を遵守しなければならない。

- 会員は、本クラブが管理する施設内及び周辺において、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - 他の会員の諸施設利用を妨げる行為
 - 施設スタッフの指示に反する行為

- 他の会員を含む第三者(以下他の方という)や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷する行為
 - 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束したりする等の暴力行為
 - 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞いだり、唾を吐いたりする等の威嚇行為や迷惑行為
 - 物を投げたり、壊したり、叩いたりするなど、他の方や施設スタッフが恐怖・畏怖・困惑を感じる危険行為や迷惑行為
 - 本クラブが管理する諸施設・器具・備品の損壊や持ち出し
 - 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束・束縛する等の迷惑行為
 - 痴漢、のぞき、露出等の違法行為や迷惑行為
 - 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
 - 高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み
 - 本クラブの秩序を乱す行為
 - その他、法令または公序良俗に反する行為、会社が会員としてふさわしくないと認める行為
- 会員が前各項のいずれかに違反した場合、会社はその会員を退会させることができる。
 - ビジターは、第11条により本クラブが所有・管理する諸施設を利用する際、前各項に基づき負担する義務と同一の義務を負うものとする。

[損害賠償責任免責]

第13条

会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責を負わない。

- 本クラブ内で発生した盗難、傷害その他の事故については、会社は責任を負わないものとする。
- 会員間に生じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負わない。

[会員等の損害賠償責任]

第14条

会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。

[会員資格喪失]

第15条

会員は次の各号に該当する場合、第①号については会社の指定する日、第②号、第③号及び第④

号については該当事由の発生日をもってその会員資格を喪失し、以後、会員としての如何なる権利をも喪失する。

- ①会員の都合により退会を申し出、会社の指定する手続きを行った場合
- ②第16条により除名された場合
- ③第18条第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合
- ④会員本人が死亡した場合
 - 1. 経営上やむを得ない事由により本クラブが管理する施設の全部を閉鎖した場合、当該時点にて会員は会員資格を喪失するものとする。
 - 2. 経営上やむを得ない事情により本クラブが管理する施設の一部を閉鎖した場合、以下の場合を除き、当該施設の入会手続きを行った会員は、閉鎖した時点にて会員資格を喪失するものとする。
 - ①閉鎖した施設以外の本クラブが管理する施設を利用できる会員に該当し、閉鎖するまでに、会社の指定する手続きを行った場合
 - ②閉鎖した施設以外の本クラブ施設を利用できる会員に変更を希望し、閉鎖するまでに会社の指定する手続きを行った場合
 - 4. 会員が前各項により会員資格を喪失した場合、会社は、受領済みの会費から会社所定の方法により計算した既経過期間に相当する部分の会費を控除した残額がある場合は、これを遅滞なく会員に返還する。

[会員除名]

第16条

会員が次の各号に該当する場合、会社はその会員を本クラブから除名することができる。

- ①本クラブの会則、その他館内諸規則に違反した場合
- ②本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または本クラブ会員としてふさわしくない行為をした場合
- ③会費等の支払いを怠った場合
- ④会社に対し虚偽の申告・申出・届出等をしたことが判明した場合
- ⑤第18条各号のいずれかに該当することを偽って施設を利用した場合
- ⑥前各号の他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めた場合

[施設の一時的閉鎖・一時的休業]

第17条

次の場合会社は、本クラブ諸施設の全部または一部の閉鎖、若しくは休業をすることができる。

- ①定期休業等による場合
- ②会社が特別行事を開催する場合
- ③施設の増改築、改修、改装、修繕または点検によりやむを得ない場合
- ④気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合

- ⑤前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合

[利用の禁止]

第 18 条

次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。

- ①暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員
- ②伝染病、その他、他の方や施設スタッフに伝染または感染する恐れのある疾病を有する者
- ③一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する者。但し、会社が認める場合を除く
- ④判断能力・身体能力の欠如・不十分、疾病、高齢などにより活動できないと会社が判断した者
- ⑤医師から運動を禁じられている者
- ⑥妊娠している者
- ⑦本クラブの会員としてふさわしくないと会社が判断した者
- ⑧過去に会社より除名等の通告を受けた者。

[諸会費の変更]

第 19 条

会社は、会員が負担すべき会費等を、変更することができる。但し、会費については、2ヶ月前までに会員に告知するものとする。

[会則の改定]

第 20 条

会社は、必要に応じて合理的な範囲で会則等の改定を行うことができる。なお、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

2023.03.13 制定